

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第8号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表利用者負担額（月額）の欄中「(1,500)」を削り、「16,100」を「14,100」に、「8,000」を「7,000」に改め、同表備考第3項の表利用者負担額（月額）の欄中「7,550」を「3,000」に改め、別表第1(1)の表備考第4項及び第5項中「半額とし」の次に「(当該世帯の階層区分がB階層に該当する場合は、これを徴収しない。)」を加える。

別表第1(2)の表備考第6項の表利用者負担額（月額）の欄中「6,500」、「6,400」、「8,100」、「8,000」、「7,400」及び「7,300」を「6,000」に改める。

別表第3備考第2項中「負担額」を「月当たりの負担額」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。